

令和6年12月5日

株式会社 南日本新聞社 御中

一般社団法人 鹿児島県精神保健福祉士協会

代表理事 鶴田 啓洋



日置市における殺害事件の控訴審初公判記事に関する要請

私たち一般社団法人鹿児島県精神保健福祉士協会は、精神障害者の社会的復権と福祉の向上を目指す専門職団体です。

貴社が発行された南日本新聞、令和6年10月31日付朝刊、日置市における殺害事件の控訴審初公判に関する記事では「被告は統合失調症」との見出しで報道がされました。

上記について、11月4日より当協会理事会にて協議を続けた結果、記事本文を読めばそのような意図がないことは理解可能ですが、見出しだけを見ると「統合失調症は皆危険」という画一的な偏見を助長してしまう可能性があり、当団体といたしましては看過できないものと判断しました。

貴紙は鹿児島県内で最多の発行部数を誇り県民の重要な情報源となっており、本県においてその影響力は大きいものと考えます。実際に、記事を目にした当事者やそのご家族や支援者から「『統合失調症は殺人事件を犯しかねない病気』と誤解を与える表現ではないか」「南日本新聞は今まで精神障害に対して正しい理解が進むような記事を書いていたのに残念だった」などの声が寄せられました。

世界保健機構が「見出しのつけたには慎重を期する」（2008年発行「自殺予防、メディア関係者のための手引き」より抜粋）と示している様に、統合失調症をはじめとするメンタルヘルスに課題を抱える人々に対して差別・偏見を助長させることのないよう報道には十分な配慮が必要です。

貴社は2017年の「精神障害とともに」の特集をはじめ、現在も精神障害の理解の促進や普及啓発に寄与する記事を掲載されております。その取り組みに当協会も感謝と尊敬の念を抱いております。これまでの貴社の貢献を鑑みると、貴社の精神疾患や精神障害に対する取材方針や現場の実情を教えていただくとともに、今回のような状況が生まれた背景について相互理解と対話を行うことが必要と考えます。

つきましては、医療・福祉に関する適切な知識普及を促す報道のあり方や、誰もが安心して生きることのできる共生社会の実現に向けて協働できることを期待し、意見交換の場を設けていただきたいと存じます。

この件について、貴社よりの回答をお待ちしています。尚、この表明文は当協会ホームページへの掲載を予定しておりますことを申し添えます。